

26川健精保第340号

平成27年2月27日

特定非営利活動法人 あやめ会  
理事長 山本 泰彦様

川崎市長 福田 紀彦

平成27年度要望書について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の精神保健福祉に対するご協力を賜り、感謝いたします。

さて、平成25年8月20日付けでいただきました標記要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

（精神保健課 担当）

電話 200-3608

## I 主要な要望事項

- 1、在宅の精神障害者を対象にした訪問支援や、家族への総合支援などの訪問型の福祉サービスを充実させてください。また、ひきこもり状態にある当事者を医療に繋げることができるよう支援してください。

### 【回答】

精神障害者を対象とした家庭訪問や家族への支援等につきましては、保健福祉センターの職員を中心に、精神保健福祉センターや百合丘障害者センターが、チーム体制で支援協力を行いながら、危機介入を行うなどの業務を行なっております。今後も相談支援事業所や地域活動支援センター等の事業所と連携し、対応してまいります。

- 2、退院後の地域移行支援を実行ならしめるため、退院に向けた必要な相談支援を行うとともに、退院後の生活状況の把握・見守り等のフォローアップも行えるよう体制の拡充整備をお願いしますとともに、以下の点についても推進をしてください。

- ① 「さくらの風」のような宿泊型自立訓練施設等の拡充
- ② 退院後の必要な介護サービスの給付

### 【回答】

『桜の風』宿泊型自立訓練施設は、平成25年4月の開所当初は、入所希望の方をお待たせすることもありましたが、現在は体験宿泊を順次利用していただくことが可能となっております。今後は、施設利用の状況を踏まえ、あり方を検討してまいります。

また、任意入院や医療保護入院等の入院形態に関わらず地域移行の支援を行っており、退院後のサービスの導入についても、院内の担当者が必要時に区担当者と調整を図りながら、必要なサービスを導入できるよう手続きの支援を行なっています。

今後も、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援につきまして、継続して取り組んでまいります。

- 3、地域移行支援の受け皿となるグループホーム、作業所等の増設の促進、同施設の運営に対する各種助成措置（家賃等への補助、世話人加算、初期加算）の継続をお願いします。これに関連し、以下の点にも配慮をお願いします。

- ① サテライト型グループホームの利用年限（3年間）を廃止
- ② 介護サービス包括型グループホームでのホームヘルプサービスの継続利用
- ③ 地域活動支援センターでの通所実績は、「1時間以上の利用」に緩和
- ④ 優先的な市営住宅の入居、賃貸アパートの家賃補助

### 【回答】

各種社会資源につきましては、障害福祉計画に沿って着実に整備をすすめてまいります。また、グループホームに対する補助等につきましても、継続ができるよう努めていきます。

① 国においては、サテライト型グループホームはグループホームの支給決定を受けた者のうち、特に早期に単身等での生活が可能であると認められる者を利用対象者としているため、地域で単身等で生活したいという障害者の利用期間の長期化を回避する観点から、入居から原則3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援をおこなう

こととされています。ただし、利用期限到来時に、引き続きサテライト型住居を利用することで、より単身生活への移行が具体的に認められる場合等は、審査会における個別判断により利用期限を超える利用が認められる場合があります。

また、グループホームの支援が不要となっても、利用者がそのまま住み慣れたその部屋で生活することを希望される場合は、地域の相談支援事業所等の支援を受けながら住み続けることの配慮ができることになっていきますので、単身での地域生活を希望している障害者にとっては大変有効な制度であると考えています。

② 介護サービス包括型グループホームにおける個人単位のホームヘルプ利用について、国においては、身体介護等の提供はグループホーム事業者が自ら行うものであるため認められていませんが、経過措置として平成30年3月31日までの延長を国が示したため、現在、本市でも延長のための手続きをとっているところです。

③ 利用者の中には、その方の個性に応じて、さまざまな利用をしている方がいらっしゃることは認識しています。地域活動支援センターの利用者のカウントにつきましては、本市では当初半日単位で算定していたものを、精神障害者の特性を考慮して2時間とし、平成26年度からは、計画に基づく訪問による支援も利用者としてカウントできるようにしたところです。ご理解いただきますようお願いいたします。

④ 市営住宅へお申込みいただくには、申込資格を満たしている必要（市内在住か市内同一勤務先に在勤1年以上。一定の月収額を超えない。住宅に困窮している、など）がありますが、精神障害保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている方がいる世帯に関しましては、新築住宅の一般世帯向住宅の募集の際に、倍率優遇措置（5倍優遇。単身者は応募できません。）を設けていることと、精神障害保健福祉手帳（1，2級）の交付を受けている方がいる世帯に関しましては、入居収入基準を214,000円以下（普通世帯は、158,000円以下）と緩和しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、賃貸アパートの家賃補助については、実施は困難なことだと思われまますので、ご理解ください。

## II、その他の要望事項

1、**重度障害者医療費助成の助成対象に入院医療費も加えてください。さらに、手帳2級所持者には、精神科通院医療費の無料化を検討してください。**

### 【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3分の1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限が導入されており、更に65歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところです。

本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところですが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要があります。

平成25年10月の制度改正では、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院につきましては、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところです。

また、身体障害者手帳1級・2級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、

国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者におきましても、同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしておりません。

精神科通院医療費（自立支援医療）につきましては、課税状況に応じて自己負担の上限額を設けておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

**2、各区保健福祉センターには、相談支援事業や訪問型福祉サービス、退院支援、地域移行支援等を協力を推進するため、必要な職員数の確保、有資格者、実務経験者の配置等をお願いします。同様に、各区相談支援センターについても、相談支援事業の拡充強化のため、同様に、必要な職員数の確保と有資格者等の常駐をお願いします。**

また、相談支援においては、相談を受けた機関が責任を持って対応するようにお願いします。

#### 【回答】

各区保健福祉センター障害者支援係では、精神保健福祉制度の手続き、精神保健福祉に関するご相談、デイケアや家族教室等の事業を社会福祉職、保健師等の専門職を中心に相談支援を行なっています。今後も、精神保健福祉相談の充実が図れるよう研修等を実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

また、各区相談支援センターにつきましては、平成25年度より相談支援事業の再編整備を行い、職員数の増員を図るとともに、訪問による支援体制を強化し、さらに、平成27年度から、非常勤職員の配置を行うこととしたところです。相談支援センターの相談支援専門員については、国が定める資格要件を必須としています。更に国家資格等を有する職員を配置した場合に、加算がつく仕組みとなっており、多くの相談支援センターは有資格者を配置している状況があります。

また、本市におきましては、相談支援専門員の専門性を高めるため、市独自に実務経験に応じたスキルアップのために研修を実施しており、今後も相談支援の質の向上に向けて取り組んでまいります。

**3、医療機関等による、在宅の当事者への訪問医療及びその家族も対象とする生活の総合支援を行う包括型地域生活支援体制（ACT）の整備が全国各地で進んでいますが、市が医療機関と協議の上、神奈川県下でACTを先駆けて立ち上げ、その普及に努めてほしい。**

#### 【回答】

ACTにつきましては、国の施策において、平成26年度より、精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行う、精神障害者地域生活支援広域調整等事業へと再編されているとともに、医療機関によるアウトリーチについては、一部診療報酬化されるなど、その推進が図られていることから、本市においても、今後の国の動向や地域の状況を見極めながら、本市の状況に応じた体制について検討してまいります。

#### 4、入院医療援護金を増額してください。

##### 【回答】

入院医療援護金につきましては、神奈川県知事の権限とされていた事務事業が、平成8年に県内の政令指定都市に委譲されたものであります。神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市にて支給金額及び基準について、統一した運用を行っており、現時点では川崎市単独での支給額の増額は困難な状況です。御理解くださるようお願いいたします。

#### 5、自立支援医療及び障害者手帳の申請・更新に必要な診断書料の無料化あるいは助成措置、更新期間の延長及び申請書類の簡素化をしてください。

##### 【回答】

本市では、自立支援医療の申請手続について、平成26年3月より、「世帯状況届及び同意書」の提出による所得確認方法に変更し、申請手続の簡素化を図ったところです。

また、自立支援医療の診断書料、更新期間の延長などにつきましては、他自立支援医療制度との制度格差を是正し、障害者手帳との整合性を図るよう、大都市精神保健福祉主管課長会議を通して、引き続き国に対して要望をしていきたいと思っております。

#### 6、障害者年金についての申請要件（国民年金加入期間）の緩和、無年金障害者をなくすための特別障害給付金の支給範囲の拡大、障害基礎年金額の維持について、国・県等への働きかけをお願いします。また、申請書類の簡素化及び申請書に係る診断書料の助成をしてください。

##### 【回答】

障害年金の申請要件につきましては、当時国民年金の任意加入対象であった学生等を対象として、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方への福祉的措置として、平成17年より特別障害給付金制度が創設される等の救済策が講じられているところですが、本市といたしましても、無年金者への対策の推進を国に要望しているところです。

年金額につきましては、公的年金の維持を目的とした現役世代の負担緩和のため、支給額の調整が行われているところですが、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善につきましても、国に要望を行っているところです。

また、障害年金の申請に必要な診断書作成費用の助成等は困難なことと考えますので、御理解くださるようお願いいたします。

#### 7、精神科医療について、医療機関等とも協議の上、以下の点について適切な措置を講じてください。

①救急医療体制の拡充及びその仕組みに関する情報の提供

②精神障がい者が身体疾患を合併する場合の緊急時医療対応の実態把握と必要な改善策の提示

③精神科医療の受診者には、血液検査、心電図等の定期的健診の義務化についての検

討

**④震災等被災時に備え、一定量の向精神薬の備蓄をすること**

【回答】

精神科救急医療体制の整備については、4 区市協調にて整備を進めているところです。また、精神科救急医療にかかる医療機関等の情報提供につきましては、4 区市が関係団体の協力のもと精神科救急医療情報窓口を設置し、休日・夜間における情報提供を実施しております。なお、平日日中は各区の保健福祉センターが相談に応じており、24 時間の情報提供体制を整備しています。

地域で生活している精神障害の方の、精神科疾患以外の対応につきましては、精神科を有する総合病院において、一般科と精神科の連携により治療にあたっているところですが、医療機関ごとに個別の様々な状況や課題があることから、国の動向を踏まえながら、関係団体及び医療機関への働きかけを行ってまいります。

精神科医療の受診者に対する定期健診や健康状態の管理については、かかりつけ医療機関や、各区の保健福祉センター、就労又は利用している企業や施設等の様々な場面や方法で、健康状態の管理や健診の機会が提供されていますので、個々の生活状況に応じて、ご利用いただきたいと考えています。

最後に、被災時においては、国により整備が進められている災害派遣精神医療チーム等、他の地域から人的及び物的支援を得ることで、被災により低下した精神科医療機能を補完し、災害時における継続的で適切な精神医療の提供を確保するものとしております。また、川崎市地域防災計画に基づいて、災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保について、川崎市薬剤師会と協定を結んでおります。

**8、当事者が不安定な症状にある時、また、家族が休息を取りたい時など、当事者や家族が安心してショートステイができ、医療面のサポートも可能な施設や仕組みを整備してほしい。**

【回答】

障害者総合支援法に基づくショートステイについては、宿泊型自立訓練施設『桜の風』において実施しております。必要時にすぐ使える一時避難・休息機能をもつ社会資源については、今後、設置に向けて事業所等への働きかけを含め、具体化が図られるよう取り組んでいきます。

医療的な支援や家族の滞在施設については、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

**9、 JR及び私鉄、有料道路等の割引を適用してください。**

【回答】

精神障害者に対する JR 等の運賃割引制度につきましては、本市といたしましても、大都市精神保健福祉主管課長会議や大都市衛生主管局長会議を通し、国や JR 等に対して要望をおこなっているところです。今後も、動向を注視していきたいと思っております。

**10、精神障がい者の雇用を義務化する動きの中で、当事者の就労機会の拡大を図ってください。また、当市の障害者向け雇用施策の対象者に精神障がい者を加えてください。**

**【回答】**

本市では、平成26年3月に「川崎市障害者雇用・就労促進行動計画」を策定し、障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の共働を通じた自立と共生の社会を目指して、30の行動にチャレンジしているところです。平成30年には、障害者雇用促進法に基づく精神障害者の雇用義務化がなされることもふまえ、精神障害のある方への就労支援施策については、民間企業での雇用促進もふまえ今後も積極的に取り組んでいく必要があるものと考えているほか、本市での雇用についてもその在り方について検討していくべきものと考えています。また、障害者施設への業務発注（3号随契）につきましては、地方自治法施行令に基づく規定でありますことから、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ今後も積極的な発注に努めていきたいと考えております。

**11、相談支援事業の強化が進められる中で、他の障害種別では相談員制度が法制化されているものの、精神障がい者分野には法制化された相談員制度はありません。法制化された精神障がい者相談員制度の創設を国、県へ働きかけてください。**

**【回答】**

精神障害の分野では、法制化された当事者や家族の相談員制度はありませんが、本市におきましては、当事者対象のピアサポーターの養成を行ない、身近な仲間の相談にのるなどの活動をしています。また、貴会に委託しております地域精神保健福祉対策促進事業も、ご家族が相談支援を行う貴重な機会となっております。相談員の法制化につきましては、国、県の動向を見守っていききたいと思っております。

**12、精神障害者に対する差別・偏見をなくすため、学校教育において当該学習の実施及び教職員への精神医療保健の研修等、啓蒙活動をさらに推進してください。障害者差別解消法の施行も控え、障害者支援施設の立地をめぐる反対運動については、住民に対する啓発等、行政も必要な措置を講じてください。**

**【回答】**

学校教育においては、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく子どもの権利学習資料を通して、精神障害者を含む個別の支援を必要とする子どもたちの権利を学び、差別や偏見をなくしていくよう権利学習を推進しております。

また、保健学習の中で心身の健康についての学習を行うとともに、教職員に関しては、心の健康相談支援事業の中で、シンポジウムや事例検討会等の研修会を開催し、精神疾患等の理解に努めていきます。

また、地域におきましては、これまでも、正しい理解のための普及・啓発は、行政だけでなく各方面で行われてきておりますが、今後も「こころのバリアフリー宣言」や「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、平成28年4月の差別解消法の施行に向け、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が頂けるよう、障害者が安心して自立した地域生活を送れる環境づくりに取り組んでいきます。

**13、 家族会活動への支援や行政と家族会との連携等の観点から、定例会等には区役所**

の会議室等公共施設が定例的に利用できるよう配慮願いたいと共に、各区精神障がい担当職員の出席のもと、福祉サービス等についての意見交換や情報提供等をお願いします。

**【回答】**

区役所会議室等の使用につきましては、『原則として行政に資することを目的として開催される会議に限るもの』となっておりますので、定期的な利用は難しいと考えます。しかしながら、保健福祉センターの利用や定例会等の精神障害者担当の参加に関しては、各区で事情が異なりますので、各単会と区担当者でご相談いただきたいと思います。

**14、あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託を継続してください。**

**【回答】**

あやめ会の様々な活動につきましては、電話及び面接による心の健康相談事業や引きこもり対策としての訪問活動事業等、その意義や成果について充分認識しており、平成27年度以降も継続できるよう努めていきます。